

# 警視庁情報処理能力検定規程

平成6年4月21日

訓令甲第17号

[沿革] 平成24年8月 訓令甲第21号

## (目的)

第1条 この規程は、警視庁職員の情報処理能力検定（以下「検定」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## (準拠)

第2条 検定の実施については、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (委員会の設置)

第3条 警視庁本部に警視庁情報処理能力検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、合格者の決定その他検定の実施に必要な事項について審議を行うことを任務とする。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。
  - (1) 委員長 総務部長
  - (2) 委員 情報管理課長、人事第一課長、人事第二課長、教養課長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会は、必要により、情報処理について専門的知識を有する団体又は個人に対して、検定に関する事務の一部を委任することができる。
- 6 委員会の事務局は、情報管理課に置く。

## (検定の種別)

第4条 検定の種別は、情報処理能力検定及びキータッチ技能検定とする。

## (検定の基準)

第5条 検定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 情報処理能力検定は、級位制により行うものとし、級位の基準は、別表第1の「情報処理能力検定級位基準」のとおりとする。
- (2) キータッチ技能検定は、打鍵文字数の結果により級位認定を行うものとし、級位の基準は、別表第2の「キータッチ技能検定級位基準」のとおりとする。

## (検定の方法)

第6条 検定は、次の方法により行うものとする。

- (1) 情報処理能力検定 筆記試験
- (2) キータッチ技能検定 キーボード操作技能試験

(合格証書の授与)

第7条 検定に合格した者に対し、次の合格証書を授与するものとする。

- (1) 情報処理能力検定 別記様式第1号の「合格証書」
- (2) キータッチ技能検定 別記様式第2号の「合格証書」

(合格者の特例)

第8条 警察庁訓令に基づく情報処理能力検定の初級又は中級のいずれかの級位に合格している者は、この規程に基づく情報処理能力検定で当該級位に合格している者とみなす。

(細部事項)

第9条 この規程を実施するために必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月25日から施行する。

別表第1

情報処理能力検定級位基準

級 位	基 準
初 級	1 コンピュータの基本的な操作を行うために必要な知識を有する。 2 情報処理業務に係る各種法令及び情報セキュリティに関する知識並びに警察業務に係る情報を適切に扱うために必要な知識を有する。
中 級	1 コンピュータを効率的に操作するために必要な知識を有する。 2 情報処理業務に係る各種法令及び情報セキュリティに関する知識並びに警察業務に係る情報を適切に扱うために必要な知識を幅広く有する。 3 プログラムの作成に必要な知識を有する。

別表第2

キータッチ技能検定級位基準

級 位	基 準
キー・マスター	コンピュータ操作の基本であるキーボードによる入力操作を、正確かつ円滑に行うことができる技能を有する。
キー・プロフェッショナル	コンピュータ操作の基本であるキーボードによる入力操作を、正確かつ迅速に行うことができる高度な技能を有する。

別記様式第1号

合 格 証 書
氏名
情報処理能力検定 級に
合格したことを証する。
年 月 日
警視総監 氏 名 印

----- 10 cm -----

5 cm

別記様式第2号

合 格 証 書
氏名
キータッチ技能検定キー・ に
合格したことを証する。
年 月 日
警視総監 氏 名 印

----- 10 cm -----

5 cm